

1、美山圏域における介護保険事業所等一覧

令和元年7月1日現在

サービス名	種類	法人	名称	定員	所在地
■施設系サービス					
ケアハウス	①	(福)北桑会	ケアハウス美山	30	美山町島
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	②	(福)北桑会	特別養護老人ホーム美山やすらぎホーム	50	美山町島
介護老人保健施設	③	(医)美山健康会	介護療養型老人保健施設美山健康会	15	美山町安掛
■在宅サービス					
訪問介護	④	(福)北桑会	美山やすらぎホーム	—	美山町島
(介護予防)訪問看護	⑤	(医)美山健康会	医療法人財団美山健康会美山診療所	—	美山町安掛
通所介護	⑥	(福)北桑会	美山デイサービスセンター	25	美山町島
通所介護	⑥	(福)七野会	美山こぶしの里デイサービスセンター	27	美山町高野
(介護予防)通所リハビリテーション	⑦	(医)美山健康会	医療法人財団美山健康会美山診療所	30	美山町安掛
(介護予防)訪問リハビリテーション	⑧	(医)美山健康会	医療法人財団美山健康会美山診療所	—	美山町安掛
(介護予防)短期入所生活介護	⑨	(福)北桑会	美山やすらぎホーム	20	美山町島
(介護予防)短期入所療養介護	⑩	(医)美山健康会	介護療養型老人保健施設美山健康会	老健施設の 定員を含む	美山町安掛
■地域密着型サービス					
地域密着型通所介護	⑪	(福)北桑会	知井デイサービスセンター	10	美山町中
(介護予防)認知症対応型通所介護	⑫	(福)北桑会	美山デイサービスセンター	12	美山町島
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	⑬	(福)七野会	グループホームみやま	9	美山町高野
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	⑬	(福)北桑会	グループホーム美山やすらぎホーム	9	美山町島
■居宅介護支援事業所(ケアマネジャー事業所)					
介護予防支援	⑭	(福)南丹市社会福祉協議会	南丹地域包括支援センター	—	美山町安掛
居宅介護支援	⑮	(福)北桑会	美山やすらぎホーム	—	美山町島
居宅介護支援	⑮	(福)七野会	居宅介護支援事業所美山こぶしの里	—	美山町高野
居宅介護支援	⑮	(医)美山健康会	医療法人財団美山健康会美山診療所	—	美山町安掛
■総合事業サービス					
訪問介護相当サービス ※介護予防訪問介護	⑯	(福)北桑会	美山やすらぎホーム	—	美山町島
通所介護相当サービス ※介護予防通所介護	⑰	(福)北桑会	美山デイサービスセンター	介護を含む	美山町島
通所介護相当サービス ※介護予防通所介護	⑰	(福)七野会	美山こぶしの里デイサービスセンター	介護を含む	美山町高野
通所介護相当サービス ※介護予防通所介護	⑰	(福)北桑会	知井デイサービスセンター	介護を含む	美山町中

2、介護保険サービスの概要・説明

サービス名・施設名	種類	サービスの概要
ケアハウス	①	身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある方を対象としており、車いすの利用に配慮するなど、自立した生活が継続できるよう構造や設備の面で工夫された施設です。介護が必要になった場合には必要なサービスを受けることもできます。
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	②	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい人が対象の施設です。入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行います。
介護老人保健施設	③	病状が安定し、リハビリテーションなどの医療サービスに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設です。居宅への復帰を目指して、医学的な管理のもとで看護、リハビリテーションや入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話を行います。
訪問介護	④	訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の日常生活上の世話を行うサービスです。
訪問看護	⑤	医師の指示に基づき、利用者の居宅を看護師等が訪問し、健康チェックや療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。
通所介護	⑥	日中、デイサービスセンター等で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。
(介護予防)通所リハビリテーション	⑦	介護老人保健施設や病院、診療所で、心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援等を目的とするリハビリテーションを行うサービスです。
(介護予防)訪問リハビリテーション	⑧	医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援に必要なリハビリテーションを行うサービスです。
(介護予防)短期入所生活介護	⑨	介護老人福祉施設等に短期間入所している利用者に対して、入浴、食事、その他日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。
(介護予防)短期入所療養介護	⑩	介護老人保健施設等に短期間入所している利用者に対して、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の世話などを行うサービスです。
地域密着型通所介護	⑪	日中、利用定員が18名以下のデイサービスセンター等で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。
(介護予防)認知症対応型通所介護	⑫	認知症の利用者を対象に、デイサービスセンター等で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	⑬	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。
介護予防支援	⑭	地域包括支援センターの職員等が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心してサービスを利用できるよう支援するサービスです。
居宅介護支援	⑮	居宅介護支援事業所のケアマネジャーが中心となって、ケアプランを作成するほか、利用者が安心してサービスを利用できるよう支援するサービスです。
訪問介護相当サービス ※介護予防訪問介護相当	⑯	総合事業対象者、要支援1、要支援2の方を対象とした訪問介護サービスです。
通所介護相当サービス ※介護予防通所介護相当	⑰	総合事業対象者、要支援1、要支援2の方を対象とした通所介護サービスです。
居宅療養管理指導	⑱	病院や診療所の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が居宅を訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理、指導を行うサービスです。